

①国名	Federative Republic of Brazil (BR) (ブラジル連邦共和国)				
②名称	Ministry of Economy The National Institute of Industrial Property (INPI)				
③所在地	Rua Mayrink Veriga, 9-Centro, CEP 20090-910, Rio de Janeiro/ R.J.				
④連絡先	(電話) (55 21) 3037-3032		(FAX) (55 21) 2139-3398		
	(E-mail) <a href="mailto:coint@inpi.gov.br">coint@inpi.gov.br</a>		(internet) <a href="http://www.inpi.gov.br/">www.inpi.gov.br/</a>		
⑤組織の長	President (長官):				
	Mr. Cláudio Vilar Furtado				
⑥沿革	(1) ブラジルの最初の特許規則は、1809年4月28日制定された認可法(Warrant)である。この法律は、新しい機械または技術上の発明などの発明者に対して暫定的な特権を付与した				
	(2) 19世紀から20世紀にかけて数々の知的財産法が制定され、その中には国際協定も含まれており、例えば、パリ条約(ブラジルが創設締約国である)や特許協力条約などがある				
⑦所管	(3) 現行法の1996年5月14日法律第9279号は、それ以前の工業所有権法(1971年12月21日付法律第5772号)にかわり、TRIPS協定と整合するように制定され、1994年12月30日の政令第1355号によってブラジル国の法律となった。				
	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、コンピュータ・プログラム、半導体回路の回路配置の保護				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1975/3/20	1922/2/9		1993/6/26	1896/10/3
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1984/8/10	1884/7/7		1975/11/28	1965/9/29
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2019/10/2	1978/4/9		
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
1975/10/7		1995/1/1			

①国名	Federative Republic of Brazil (BR) (ブラジル連邦共和国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	25,658	24,857	25,396	24,338
		(内 外国出願)	20,178	19,877	19,932	19,058
		(内 日本から)	1,717	1,688	1,602	1,559
		(内 PCTルート)	18,268	18,011	18,270	17,979
	実用新案	全数	2,918	2,587	2,824	2,662
		(内 外国出願)	75	94	67	36
	意匠	全数	6,000	6,111	6,432	6,263
		(内 外国出願)	2,468	2,415	2,206	2,005
		(内 日本から)	256	200	253	268
	商標	全数	186,103	204,420	245,592	285,089
		(内 外国出願)	26,911	28,357	26,828	24,315
		(内 日本から)	1,144	1,222	1,150	857
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	5,450	9,966	10,947	20,407
		(内 外国出願)	4,736	8,900	10,041	18,614
		(内 日本から)	442	931	1,125	1,985
		(内 PCTルート)	4,115	7,830	8,977	16,192
	実用新案	全数	788	1,098	900	855
		(内 外国出願)	25	46	62	73
	意匠	全数	6,220	8,725	5,850	5,391
		(内 外国出願)	3,086	3,997	2,417	1,890
		(内 日本から)	323	327	245	231
	商標	全数	123,362	191,813	206,038	150,226
		(内 外国出願)	32,503	47,090	42,200	27,211
		(内 日本から)	1,553	2,176	1,865	1,161
	(出典): WIPO IP Statistics					

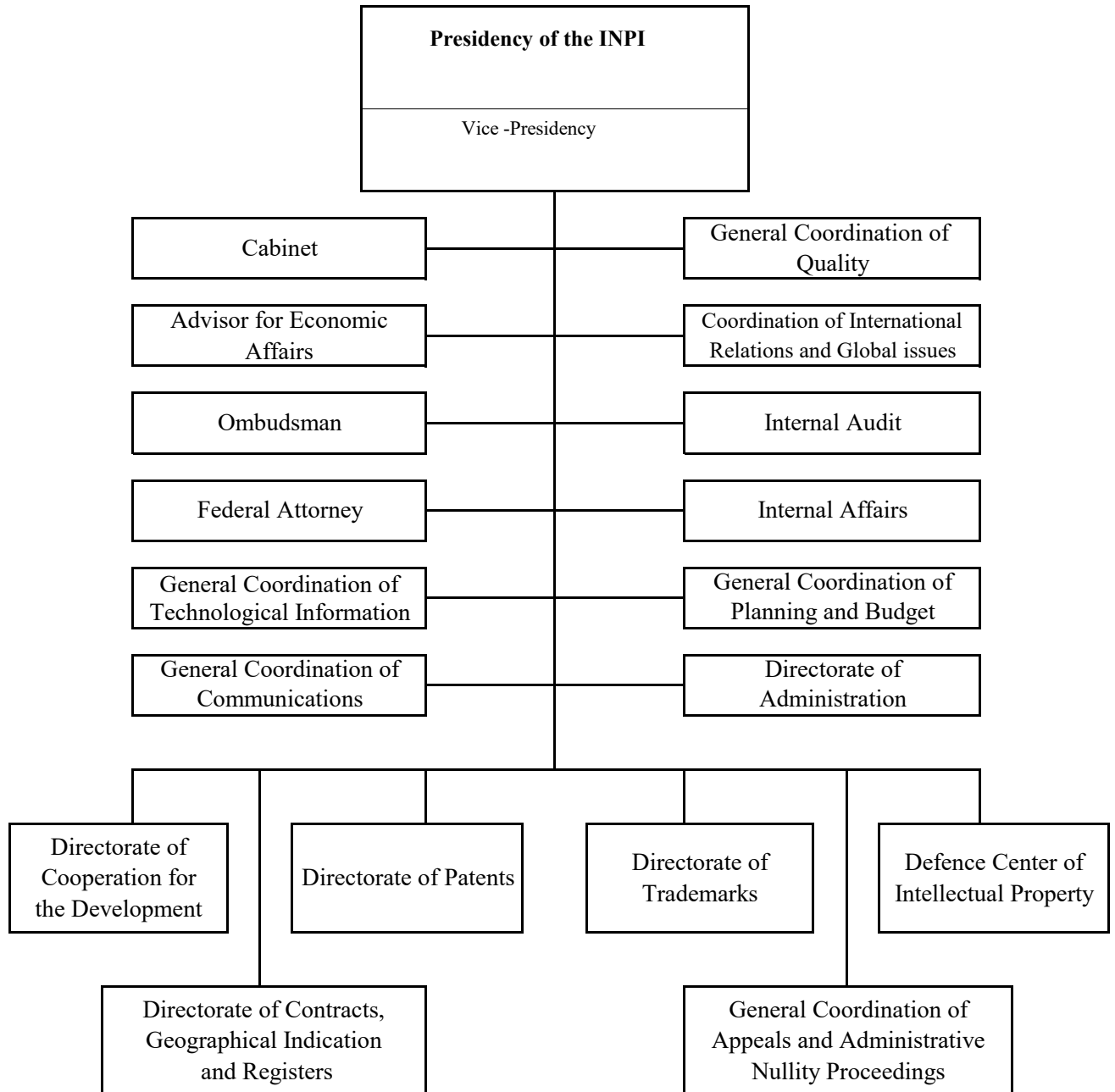
①国名

Federative Republic of Brazil (BR)  
(ブラジル連邦共和国)

⑫ 組 織

<組織図>

National Institute of Industrial Property (INPI)は、Ministry of Development, Industry and Foreign Trade (開発産業外国貿易省)の下部組織である。



①国名	Federative Republic of Brazil (BR) (ブラジル連邦共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2001年2月14日施行(2001年法律第10,196号)
	③地理的効力の範囲	ブラジル国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (知財法第6条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人は、正当な資格を有するブラジルにおける住所を有する者であることを要する。 (知財法第217条)
	⑦出願言語	ポルトガル語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許付与の日から効力を有し、出願日から20年(但し登録日から10年を超えること) (知財法第40条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第11条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (知財法第12条)
		(1) 発明者による開示日から12月
		(2) 発明者から得た情報又は発明者の行為の結果に基き、発明者の同意なく出願された出願の公開を通じてINPIによる開示日から12月
		(3) 発明者から直接若しくは間接に得た情報又は発明者の行為に基く、他者による開示日から12月
	⑪非特許対象	(1) 新規性がなく、進歩性がなく、また産業上利用できない発明
		(2) 発見、科学的理論及び数学的手法
		(3) 純粋な抽象概念
		(4) 商業、計算、金融、教育、広告、籤又は会計の性質を有する体系(スキーム)、計画、原理又は手法
		(5) 文学、建築学、芸術及び科学上の作品並びに美的創造
		(6) コンピュータ・プログラムそれ自体
		(7) 情報の提示
		(8) ゲームの規則
		(9) 人体若しくは動物の身体に施される手術または外科的技術および治療法上のもまたは診断上の手法
		(10) 自然の生きものの全部または一部および生物学上の物であって、自然の生きもののゲノムもしくは生殖細胞も、自然の状態にあり、または自然から隔離された状態にある場合にはこれも含み、さらに自然の生物学的過程
		(11) 道徳、善良な習慣または公の安全、秩序および衛生に反するもの
		(12) どのような種類の物、物質、混合物、元素または生産物並びにそれらの物理化学的な特性の修正およびその特性の取得もしくは修正のそれぞれの過程であつても、それらが原子核変換の結果生じたもの
		(13) 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性からなる特許要件を満たし、かつ単なる発見でない遺伝導入微生物の類を除く生物の全部又は一部分 (知財法第10条、同法第18条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。INPIは、審査請求後に出願人に情報の提供を要求することができ、出願人が当該情報を提供しないときはその出願は却下することができ(知財法第34条)、INPIでは提供された情報を考慮に入れて新たに先行技術調査が行われる。(知財法第35条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から36月以内。 (知財法第33条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	優先審査制度：有 優先審査に関する新たな政令No.191/2008のにより、優先審査が2008年11月21日から行われている。
	⑮出願公開制度の有無	有。特許出願は、優先日から18月経過後、または出願人の要請があれば、それより早く公開される。 (知財法第30条)
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、利害関係人は審査終了までの間は、「審査補助」(subsides for examination)を提出して、出願をサポートし、又は技術的意見を提出することができる。 (知財法施行規則7.2)



①国名	Federative Republic of Brazil (BR) (ブラジル連邦共和国)	
実用新案 制度	②最新実用新案の 施行年月日	2001年2月14日施行(2001年法律第10,196号)
	③地理的効力の 範囲	ブラジル国内のみ
	④他国制度との 関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (知財法第6条)
	⑥現地代理人の 必要性及び代理 人の資格	要。代理人は、正当な資格を有するブラジルにおける住所を有する者であることを要する。 (知財法第217条)
	⑦出願言語	ポルトガル語
	⑧実用新案権の 存続期間及び起 算日	権利付与の日から効力を有し、出願日から15年(但し権利付与の日から7年を超えること) (知財法第40条)
	⑨新規性の判断 基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第11条(2))
	⑩「グレースピリオド」	有。次のケースが規定されている。 (1) 考案者による開示日から12月 (2) 考案者から得た情報又は考案者の行為の結果に基き、考案者の同意なく出願された出願の公開を通じてINPIによる開示日から12月 (3) 考案者から直接若しくは間接に得た情報又は考案者の行為に基き、他者による開示日から12月 (知財法第12条)
	⑪不登録対象	(1) 新規性がなく、進歩性がなく、また産業上利用できない考案 (2) 発見、科学的理論及び数学的手法 (3) 純粋な抽象概念 (4) 商業、計算、金融、教育、広告、籤又は会計の性質を有する体系(スキーム)、計画、原理又は手法 (5) 文学、建築学、芸術及び科学上の作品並びに美的創造 (6) コンピュータ・プログラムそれ自体 (7) 情報の提示 (8) ゲームの規則 (9) 人体若しくは動物の身体に施される手術または外科的技術および治療法上のもしくは診断上の手法 (10) 自然の生きものの全部または一部および生物学上の物であって、自然の生きもののゲノムもしくは生殖細胞も、自然の状態にありまたは自然から隔離された状態にある場合にはこれも含み、さらに自然の生物学的過程 (11) 道徳、善良な習慣または公の安全、秩序および衛生に反するもの (12) どのような種類の物、物質、混合物、元素または生産物並びにそれらの物理化学的な特性の修正およびその特性の取得もしくは修正のそれぞれの過程であつても、それらが原子核変換の結果生じたもの (13) 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性からなる特許要件を満たし、かつ単なる発見でない遺伝導入微生物の類を除く生物の全部又は一部分 (知財法第10条、同法第18条)
	⑫実体審査の有 無及び審査事項	有。 (知財法第35条)
	⑬審査請求制度 の有無	有。出願日から36月以内に審査請求を行う必要がある。この審査請求が提出されないときは、出願は取下げたものとみなされる。(知財法第33条)
	⑭優先審査制度 ・早期審査制度 の有無	無。
	⑮出願公開制度 の有無	有。実用新案の出願は、優先日から18月経過後、又は出願人の要請があれば、それより早く公開される。 (知財法第30条)
	⑯異議申立制度 の有無	無。異議申立制度はないが、利害関係人は審査終了までの間は、「審査補助」(subsidies for examination)を提出して、出願をサポートし、又は技術的意見を提出することができる。 (知財法施行規則7.2)

①国名	Federative Republic of Brazil (BR) (ブラジル連邦共和国)	
⑰無効審判制度の有無	有。利害関係人は、付与後6月以内に無効を請求することができる。(知財法第51条) また、利害関係人は無効の申立を、連邦裁判所に全存続期間にわたって行なうことができる。(知財法第57条)	
⑱実施義務	有。ブラジル国内において十分に実施されないときは、強制実施権設定の対象となる。(知財法第68条)	
⑲費用 単位 BRL  (ブラジル・リアル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料:紙 260 BRL 出願料:電子 175 BRL  [実用新案権の維持に掛かる費用] <年金> <規定の期間内の支払> 3年-6年次 780 BRL(毎年) 7年-10年次 1,220 BRL(毎年) 11年-15年次 1,645 BRL(毎年) 16年-20年次 2,005 BRL(毎年) (注) 規定の期間経過後の支払時には追徴金(50%の割増)の支払が必要。	
⑳料金減免措置の有無	有。ブラジル特許商標庁決議第104/2003により、個人、小規模事業会社、研究教育機関、非経済目的を有する協会や組合及び公的団体は、料金が60%の減額となる。即ち、出願料、審査請求料、特許証発行、出願審判、出願要旨(brief)及び通常期限内の年金。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Federative Republic of Brazil (BR) (ブラジル連邦共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2001年2月14日施行(2001年法律第10,196号)
	③地理的効力の範囲	ブラジル国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (知財法第94条、第6条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人は、正当な資格を有するブラジルにおける住所を有する者であることを要する。 (知財法第217条)
	⑦出願言語	ポルトガル語 (知財法101条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。引続き5年ずつ3回更新できる。最長25年。 (知財法第108条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (知財法第96条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 意匠の創作者による開示日から180日以内 (2) 第3者が意匠の創作者から直接又は間接に取得し、又は創作者の行為の結果取得した情報の開示日から180日以内 (3) 意匠の創作者から取得し、又は創作者の行為の結果取得した情報の、創作者の同意なしになされた出願のINPIによる公表日から180日以内 (知財法第96条(3))
	⑪不登録対象	(1) 公序良俗に反するもの、又は人の名誉若しくは肖像を侵害するもの、又は良心、信条、信仰若しくは思想の自由並びに崇敬及び尊厳に値する感情を侮辱するもの (2) 対象物が通常若しくは一般に備える必然的な形状、又は更に技術的若しくは機能の見地から不可欠とみなされる形状 (3) 純芸術作品は、意匠とはみなされない。 (知財法第100条、同法第98条)
	⑫実体審査の有無	無。ただし、修正実体審査制度はある。 (知財法第106条)
	⑬審査請求制度の有無	有。ブラジルにおいては、権利者は意匠登録の全期間を通じて登録の対象について新規性及び独創性についての審査を請求することができ、これによりINPIの実体的意見を得ることができる。 (知財法第111条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。ブラジル工業所有権法は、部分意匠の保護を予定していないが、INPIはその部分が当該物品の他の部分と独立して製造できるときにかぎり、物品のいずれかの部分に係る意匠登録を認めている。 (知財法第95条)
	⑯関連意匠制度の有無	有 (知財法第95条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	有。工業デザイン登録出願がなされ、方式要件を充足すれば、その工業デザインは、自動的に公開され、また同時に登録され、登録証書も発行される。出願時に出願人から要請があれば、その出願を出願日から起算して180日間は秘匿することができ、この場合、その期間は、その出願日から進行する。 (知財法第96条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日から180日以内の期間の公告の繰延べが請求できる。 (知財法第106条)
	㉑異議申立制度の有無	無。
㉒無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録日から5年以内に無効を請求することができる。 (知財法第113条)	



①国名	Federative Republic of Brazil (BR) (ブラジル連邦共和国)							
	②③登録表示義務	無。						
	②④費用 単位 BRL (ブラジル・リアル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="544 315 1533 383"> <tr> <td>出願及び公告料</td> <td>235 BRL</td> </tr> <tr> <td>審査料</td> <td>355 BRL</td> </tr> </table> <p>[意匠権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="544 510 1533 544"> <tr> <td>5年間の更新登録の出願料</td> <td>380 BRL</td> </tr> </table>	出願及び公告料	235 BRL	審査料	355 BRL	5年間の更新登録の出願料	380 BRL
出願及び公告料	235 BRL							
審査料	355 BRL							
5年間の更新登録の出願料	380 BRL							
	②⑤料金減免措置の有無	<p>有。ブラジル特許商標庁決議第104/2003により、個人、小規模事業会社、研究教育機関、非経済目的を有する協会や組合及び公的団体は、料金が60%の減額となる。即ち、出願料、審査請求料、特許証発行、出願審判、出願要旨(brief)及び通常期限内の年金。</p>						

①国名	Federative Republic of Brazil (BR) (ブラジル連邦共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2001年 2月14日施行 (2001年法律第10,196号)
	③地理的効力の範囲	ブラジル国内のみ
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標、証明商標、地理的表示 (知財法第123条、第176条、第181条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、立体商標 (知財法第124条)
	⑦出願人資格	自然人及び承継人(自然人、法人) (知財法第128条、第134条)
	⑧現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。代理人は、正当な資格を有するブラジルにおける住所を有する者であることを要する。 (知財法第217条)
	⑨権利付与の原則	先願主義 (知財法第124条(XIX))
	⑩本国登録要件	無。 (知財法第127条)
	⑪出願言語	ポルトガル語 (知財法第155条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から10年。10年ずつ更新できる (知財法第133条)
	⑬グレースピリオド	有。標章の善意による使用から6ヶ月。 (知財法第129条)
	⑭不登録対象	(1)ブラジル若しくは外国又は国際機関の頂飾、紋章、徽章、旗章、記章、正式な公式な公式階級章及び記念碑、並びにこれに関する名称、図形又はその模倣 (2)単一の文字、数字及び日付 (3)公序良俗に反し、又は個人の名誉若しくは肖像を侵害するもの、又は良心、信念、信仰若しくは思想の自由並びに尊敬及び尊厳に値する感情を侮辱する表現、図形、図面、その他あらゆる標章 (4)公共団体及び機関の名称又は頭文字で、かかる公共団体及び機関自身によって登録が申請されていない場合 (5)独自性を有する又はしく別要素を有する他の当事者の営業所の名義若しくは会社名の複製又は模倣で、これらが表示する標識と混同又は関連を生じさせる標章 (6)識別されるべき製品若しくは役務と関連する一般的、必然的、共通の、慣用的又は単に記述的な性格の標章、又は性質、原産国、重量、価格、品質及び製造の時期又は役務提供に関し、その製品又は役務の特徴を示すために通常使用されている標章 (7)単に広告手段としてのみ用いられる標章または表現 (8)色彩及びその名称 (9)地理的表示及び誤認を生じさせるおそれがあるその模倣又は虚偽の地理的表示を生じさせる標章 (10)標章の対象である製品又は役務の出所、起源、性質、品質又は用途について誤った表示となるおそれがある標章 (11)何らかの形式又は性質に関する保証基準として、一般に使用されている公の印章の複製又は模倣 (12)団体商標又は証明商標として、他の当事者により登録された標章の複製又は模倣 (13)公式の又は公認のスポーツ競技、芸術的、文化的、社会的、政治的、経済的若しくは技術的催物の名称、賞品又は象徴、及び誤認を生じさせる恐れがあるその模倣 (14)連邦、州、連邦区、直轄領、市郡又は外国が発行する権利書、有価証券、硬貨及び紙幣の複製または模倣 (15)第三者の個人名又は署名、名字又は姓および肖像 (16)著名な雅号又は愛称及び単一又は集合的な芸術上の名前 (17)文学的、芸術的又は科学的著作物、並びに著作権によって保護されており、混同又は関連を生じさせるおそれがある題号

①国名	Federative Republic of Brazil (BR) (ブラジル連邦共和国)	
		(18) 識別されるべき製品又は役務と関連する技術的用語で、産業、科学及び芸術の分野において使用される標章 (19) 他の標章と混同又は関連を生じさせるおそれがある同一、類似若しくは同種の製品又は役務を識別し若しくは証明するために他の当事者により登録された標章の全体又は部分的な若しくは付加変更を加えたものであっても、これを模倣し又は複製する標章 (20) 同じ製品又は役務に対して同じ名義人が所有する二重標章 (21) 製品若しくは包装に欠くことができない、通常の又は一般的形状、又は更に技術的効果から分離し得ない標章 (22) 他の当事者の意匠登録により保護されている標章 (23) 他の標章と混同又は関連を生じさせるおそれがある同一、類似若しくは同種の製品又は役務を識別させるための標章で、この標章権者がブラジル国内又はブラジルが条約を締結し若しくは互恵待遇を保証している他の国に本拠地若しくは住所を有し、登録出願人がその事業活動によって明らかに知り得る標章を、全体若しくは一部、模倣し又は複製する標章 (知財法第124条)
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無	有。周知商標はパリ条約第6条の2及びTRIPS協定第16条(2)及び(3)により保護される。周知商標として認められるためには、当該商標が関連する取引者間で認識されていることが求められる。(知財法第125条、同法第126条)	
⑰一出願多区分制度の有無	無。出願は、各分類毎に出願しなければならない。	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。異議申立期間が経過した後に、又は異議申立があったときは意見書提出が認められた期間の終了時に審査が行われる。(知財法第159条)	
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。	
㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は予備的方式審査の後、出願日が付与され、公告(公開)される。(知財法第158条)	
㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から起算して60日の間、異議申立を行うことができる。(知財法第158条)	
㉓無効審判制度の有無	有。利害関係人は、登録付与日から180日以内に無効審判を請求することができる。(知財法第168条、第169条) また、利害関係人は、無効の申立を登録日から5年間に限り連邦裁判所に行なうこともできる。(知財法第173条～第175条)	
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。登録日から5年経過後において商標が使用されていないか、又は商標の使用が5年以上連続して中断しているときは、利害関係人は不使用による当該商標の取消を請求することができる。(知財法第143条)	
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)	
㉖図形要素の分類	無。	
㉗譲渡要件	無。譲渡は、営業とは無関係に行なうことができる。(知財法第139条)	
㉘費用 単位 BRL (ブラジル・リアル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 オンライン出願 355 BRL ペーパー出願 475 BRL  [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 900 BRL	
㉙料金減免措置の有無	有。ブラジル特許商標庁決議第104/2003により、個人、小規模事業会社、研究教育機関、非経済目的を有する協会や組合及び公的団体は、料金が60%の減額となる。	